

議会運営委員会日程

平成31年3月14日（木）

午前10時 502会議室

日程第1 追加議案について

- (1) 議案第69号 川崎市教育委員会委員の任命について
- (2) 議案第70号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (3) 議案第71号 川崎市市民オンブズマンの選任について
- (4) 議案第72号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

日程第2 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第1号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議員提出議案第2号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議員提出議案第3号 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 動議について

- (1) 「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

日程第4 意見書案及び決議案について

- (1) 意見書案第1号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書
- (2) 意見書案第2号 沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書
- (3) 意見書案第3号 不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書
- (4) 決議案第1号 かわさきパラムーブメントを一層推進する決議
- (5) 決議案第2号 天皇陛下御在位三十年を祝す賀詞に関する決議

日程第5 3月15日（金）の本会議の運営について

【別紙「3月15日（金）の本会議の議事要領」による】

日程第6 その他

議員提出議案第1号

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市小児医療費助成条例（平成7年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「乳児、幼児及び児童」を「満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第6項を第3項とし、第7項を第4項とする。

第4条を削る。

第5条ただし書を削り、同条を第4条とする。

第6条第1項中「、次項の場合を除き」、「（小児（乳幼児等を除く。）については、入院に係るものに限る。）」、「。次項において同じ」及び「（次項において「控除後の額」という。）」を削り、同条第2項を削り、同条を第5条とする。

第7条第1項中「（その保護者が第4条第1項の規定に該当する場合を除く。以下この条及び第9条において同じ。）」を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

第9条第1項中「第5条」を「第4条」に改め、同条を第8条とし、第10条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提 案 理 由

通院医療費の助成対象となる年齢を引き上げ、並びに保護者の所得の制限及び一部負担金を廃止するため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第2号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に改め、同項第1号及び第2号中「34, 950円」を「33, 244円」に改め、同項第3号中「45, 435円」を「43, 217円」に改め、同項第4号中「52, 425円」を「49, 866円」に改め、同項第5号中「62, 910円」を「59, 839円」に改め、同項第6号中「69, 900円」を「66, 487円」に改め、同項第7号中「80, 385円」を「76, 460円」に改め、同項第8号中「87, 375円」を「83, 109円」に改め、同項第9号中「104, 850円」を「99, 731円」に改め、同項第10号中「111, 840円」を「106, 380円」に改め、同項第11号中「118, 830円」を「113, 028円」に改め、同項第12号中「132, 810円」を「126, 326円」に改め、同項第13号中「146, 790円」を「139, 623円」に改め、同項第14号中「160, 770円」を「152, 921円」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成31年度及び平成32年度」に、「31, 455円」を「29, 920円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

平成31年度及び平成32年度の保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。

議員提出議案第3号

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第
13条の規定により提出いたします。

平成31年 3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	月本琢也
	〃	三宅隆介
	〃	渡辺あつ子
	〃	小田理恵子
	〃	添田勝
	〃	重富達也

川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例
川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例（平成26年川崎市条例第
59号）の一部を次のように改正する。

第4条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 市は、町内会・自治会の特定の活動に対して謝礼金、補助金その他市長が別に定める公金を反復して支出する場合においては、あらかじめ当該活動の内容、当該公金の額及び支出の時期その他必要な事項について定めるものとする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

提 案 理 由

市は、町内会・自治会に対して、謝礼金、補助金等の公金を反復して支出する
場合においては、あらかじめ必要な事項を定めることとするため、この条例を制
定するものである。

「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議の提出について

上記の動議を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第15条の規定により提出いた
します。

平成31年 3 月 1 1 日

川崎市議会議長 松 原 成 文 様

提出者	川崎市議会議員	市 古 映 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	宗 田 裕 之
	〃	石 田 和 子
	〃	斉 藤 隆 司
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進

「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める
動議

「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」、「議案第37号 平成31年度川崎市競輪事業特別会計予算」、「議案第39号 平成31年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第43号 平成31年度川崎市介護保険事業特別会計予算」、「議案第44号 平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計予算」、「議案第48号 平成31年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算」、「議案第51号 平成31年度川崎市下水道事業会計予算」、「議案第52号 平成31年度川崎市水道事業会計予算」について、市長は別紙要領により速やかに組替えをなし、再提出することを要求する。

(別 紙)

1 組替えを求める理由

安倍首相は今年10月から消費税10%の増税すると明言している。しかし、安倍政権の下、貧困と格差の拡大、社会保障の連続改悪で国民の暮らしは痛めつけられている。消費不況が続く中、消費税増税が実施されれば、国民の暮らしは破壊され、日本経済に深刻な打撃を与えることになる。

総務省「家計調査」の2人以上の世帯の実質家計支出は、2013年比で年額25万円も減額となっている。内閣府のデータを基にしたGDPベースで見ても、実質家計消費は2013年に比べ、約3兆円も落ち込んでいる。

毎月勤労統計調査の不正で2018年の賃金の実態よりもかさ上げされていた中、同年1月から11月までの実質賃金の増減を前年と同じ対象の「共通事業所」で算出すると年間平均マイナス0.5%となる野党試算を厚生労働大臣が事実上追認したが、2018年の平均実質賃金は安倍政権となる7年前に比べて10万円も減っている。

川崎市においても貧困と格差は広がっている。2017年就業構造基本調査では、川崎市内の会社などの役員を除く雇用者は77.9万人と2012年の前回調査に比べて約10万人増えているが、正規職員・従業員の割合は62.8%、非正規職員・従業員は31.3%で、前回調査とほとんど割合は変わらず、正規と非正規が固定化されている状態である。派遣職員については1.6倍にも増えている。

さらに、雇用者の所得階級で見ると、年収300万円未満は前回調査より3.3万人増え34.7万人と全体の42.5%を占めた。50万円未満は若干減ったものの、50万円から99万円までは0.5%増え、全体の10%を超えた。250万円から499万円までは全体の32.6%と2.2%減少する一方、1,000万円以上が増え、1,500万円以上では170%の増となり、所得格差が広がり中間層が少なく二極化が進んでいる。低所得層の増大は、非正規雇用労働者の雇用環境に連動しているということが分かる。

こうした中、地方自治体には国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが求められているが、新年度予算案は、市民の福祉や暮らし、市内中小企業への支援、雇用対策など極めて不十分なものとなっている。

その一方で、不要不急な大規模事業への予算は大幅に増えており、市民にとって必要のない臨港道路東扇島水江町線整備に約29.3億円、東扇島堀込部土地造成事業に約62.1億円など国際コンテナ戦略港湾関連で約117.5億円、羽田連絡道路整備事業に約61億円など臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備で約71.5億円など、臨海部の活性化には189億円以上の予算が

計上されている。

我が党は、市民生活を支えるための緊急課題に絞って、次の組替えの基本方針及び内容により2019年度予算案の再提出を求めるものである。

2 組替えの基本方針

- (1) 子育て世代の賃金・経済状況が悪化する中で、共働きをしなければ生活できない世帯が急増しており、保育園の利用申請率が就学前児童の約4割に上っているなど、かつてない勢いで保育園ニーズが高まっていることから認可保育園の緊急増設を行う。私立幼稚園の入園料について補助制度を創設する。小児医療費助成制度の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで拡充する。一人ひとりの子どもに目が行き届き、学習・生活指導などあらゆる面から教育条件を改善する有効策として、少人数学級を中学1年生まで実現する。憲法26条2項の義務教育無償原則の趣旨から、小学校の学校給食費を無料化する。
- (2) 高齢者に増税・負担が集中している状況下で、介護保険料を第6期の額に戻す。安心して介護を受けられるよう、特別養護老人ホームを増設し、人材確保が困難な介護老人福祉施設等に職員の定着・確保を図るための支援を行うとともに、介護援助手当を復活する。敬老祝金・長寿夫妻記念品を復活する。削減した障害者支援施設等運営費の市単独定率加算を復活する。非課税世帯などの低所得の障がい者の医療費を無料にし、重度障害者等入院時食事代補助制度を復活する。
- (3) 貧困と格差が拡大している状況下で、国民健康保険料の減額、被保護世帯への上下水道料金の減免及び入浴援護事業の復活により、低所得世帯への生活応援を図る。とりわけ、「子どもの貧困」が深刻化する中で、小・中学校の自然教室の食事代補助、生活保護・就学援助世帯の入学祝金・修学旅行支度金・卒業アルバム代補助、就学援助世帯への眼鏡支給・社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をPTA会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。市立定時制高校の夜食代補助を復活する。
- (4) 中小企業活性化条例の施行にふさわしく、工場の家賃や機械リース代などの固定費補助制度創設で中小・零細企業者を直接下支えする。建設業の振興とともに経済波及効果が大きく、市民にも喜ばれる住宅リフォーム助成事業を創設する。雇用を巡る環境が厳しい中、こうした取組により雇用拡大を図る。
- (5) 防災対策の第1の要である旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図るため、助成対象件数を増やす。
- (6) 国際コンテナ戦略港湾関連や臨海部の基盤整備等への投資、臨港道路東扇

島水江町線及び羽田連絡道路など市民生活にとって必要性が示されない2本の橋の整備、高速川崎縦貫道路など、不要不急の大規模事業を中止・延期することで、一般会計の市債発行を抑制し、後年度負担の軽減を図る。

3 組替えの内容

不要不急の大規模事業の中止と基金からの借入れ、取崩しなどにより、後年度負担を軽減するとともに、約133億円を確保し、次の「(2)歳出予算の組替え」に掲げた施策を実施する。

(1) 歳入予算等の組替え

ア 国際コンテナ戦略港湾関連事業（東扇島コンテナターミナル整備、川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度等）の中止（市債発行約3億100万円の抑制など：事業費約23億3,048万円）

イ 東扇島掘込部土地造成事業の中止（事業費約62億586万円）

ウ 臨港道路東扇島水江町線整備の推進事業の中止（一般財源約365万円、市債発行約21億7,300万円の抑制など：事業費約29億2802万円）

エ 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備の中止（臨海部活性化推進事業、国際戦略拠点地区整備推進事業）（一般財源約4億5736万円、市債発行約3億5,900万円の抑制など：事業費約10億4,648万円）

オ 羽田連絡道路整備事業の中止（一般財源約8,593万円、市債発行約11億1,600万円の抑制など：事業費約61億220万円）

カ 先端産業立地促進事業（イノベート川崎）の中止（一般財源約1億3,644万円の抑制：事業費約1億4,544万円）

キ 高速川崎縦貫道路関連事業（川崎縦貫道路整備事業、高速川崎縦貫道路409号新設改築等）の中止（一般財源約1,300万円、市債発行約1億6,772万円の抑制など：事業費約2億398万円）

ク 競輪施設等整備事業基金（約7.8億円）、競輪事業運営基金（約7.7億円）、港湾整備事業基金（約35.1億円）、土地開発基金（約7.2億円）、減債基金（約2284.4億円）等の当面使用する予定のない基金から借入れ、取崩し（約126億円）

(2) 歳出予算の組替え

ア 介護保険料の基準月額保険料を第6期の額に減額

イ 特別養護老人ホームの緊急増設

ウ 特別養護老人ホーム・介護老人保健施設の人材確保のための補助

エ 介護援助手当の復活

オ 敬老祝金・長寿夫妻記念品の復活

- カ 障害者支援施設等運営費の市単独定率加算の復活
- キ 障がい者で低所得1、2の方の医療費の無料化
- ク 重度障害者等の入院時食事代補助の復活
- ケ 被保護世帯への上下水道料金の基本料金減免の復活
- コ 被保護世帯入浴援護事業の復活
- サ 国民健康保険料の減額
- シ 小児医療費助成の通院の所得制限と一部負担金を撤廃し、中学生まで無料化
- ス 認可保育園の緊急増設
- セ 私立幼稚園の入園料の補助
- ソ 少人数学級を中学1年生まで実施
- タ 小学校の学校給食費の無料化
- チ 小・中学校の就学援助費の復活（生活保護世帯等への入学祝金・修学旅行支度金、眼鏡支給・卒業記念品費・社会見学費等）と拡充（学用品費、PTA会費、生徒会費、卒業アルバム代等）
- ツ 小・中学校の自然教室の食事代補助の復活
- テ 定時制高校夜食費の復活
- ト 木造住宅の耐震補強工事への補助拡充
- ナ 中小・零細企業への固定費（貸工場の家賃、機械のリース代等）の補助
- ニ 住宅リフォーム助成制度の創設

意見書案第1号

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

” 沼沢和明

” 山田益男

医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書

外国人が治療や健診を目的に来日する医療ツーリズムについては、我が国が直面する少子高齢化や人口減少社会の中で、持続的な発展を維持するために議論が必要な課題であると考えられるが、明確なルールはほとんどないままである。

今般、病床過剰地域である川崎南部二次保健医療圏において、医療ツーリズム病院の開設が計画されているが、地域の医療資源、特に医療従事者の確保が著しく困難になる中で、医療ツーリズム専用病床の開設が進められると、地域医療に大きな混乱が生じることが危惧される。

医療法においては、都道府県知事や指定都市の市長は病院の開設申請があった時には、営利を目的とする場合を除き、許可することとなっており、病床過剰地域であるなど特に必要がある場合には、都道府県知事が民間医療機関に対して開設の中止や申請病床数の削減を勧告できるが、勧告に従わなかったとしても、保険医療機関の指定が行われただけである。

また、自由診療の新規病床は病床過剰地域にあっても既存病床数に算入され、病床非過剰地域においては、その算入により、本来、地域住民のために追加的に整備すべき病床数が減じることとなり、公的医療保険で入院できる病床の確保が制限されることとなる。

よって、国におかれては、医療ツーリズムが地域医療や保険診療を脅かすことなく健全に発展できるようにするため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 地域医療に影響する病床の開設が無秩序に申請・許可されないようにするため、病床規制に係る医療法の一部改正なども含め、必要な措置を講じること。
- 2 医療ツーリズムについて、国が責任をもって、総合的な観点から国民的コンセンサスを形成し、法令やガイドライン等のルールを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 宛て
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

意見書案第2号

沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	山田益男
	〃	岩隈千尋
	〃	堀添健
	〃	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之

沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書（案）

先月24日、沖縄県民のみならず国民から大きな関心が寄せられる中、辺野古新基地建設のための埋立ての賛否を問う県民投票が行われた。

辺野古移設問題にテーマを絞り、県民が直接民意を示すのは初めてであるが、投票率は住民投票の有効性を測る一つの目安とされる50%を超えて52.8%となり、そのうち埋立てに「反対」とする投票が7割超となる43万4,273票に達した。

この結果は、昨年9月に実施された沖縄県知事選挙で辺野古新基地建設反対を公約に掲げた現知事が当選したことに続いて、新基地建設に対する沖縄県民の明確な民意を示したことになる。

さらに、本県民投票を定める条例により、知事は、県民投票の結果を尊重しなければならないとされている。

よって、国におかれては、民主主義と地方自治を尊重し、沖縄県民の民意及び全国に広がる世論を重く受け止め、辺野古新基地建設のための埋立てを直ちに中止されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

外務大臣

防衛大臣

沖縄基地負担軽減担当大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

意見書案第3号

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	勝又光江
	〃	宗田裕之
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	片柳進

不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書

昨年12月以降、厚生労働省が実施する毎月勤労統計調査において、500人以上規模の事業所は全数調査とすべきところ、平成16年以降の東京都では一部抽出調査によっていたこと、平成30年の調査対象の入替え方法の変更等により、賃金の伸び率が上振れしやすくなっていたことなど、不適切な統計調査が行われてきたことが判明した。

これにより、毎月勤労統計調査を基に給付水準が算定される雇用保険や労災保険の過少給付などの問題が生じているだけでなく、厚生労働省が発表してきた実質賃金の伸び率について修正されるべきことが明らかになった。

さらに、昨年12月に発表された2018年7月から9月期のGDP成長率は前期比0.3%減とマイナスに転じ、GDPの6割を占める個人消費は0.1%減になるなど、消費不況の深刻さが表れている。

昨年10月、内閣総理大臣は経済の成長を理由に、本年10月から消費税を増税することを決定したが、これらに鑑みるとその根拠が失われているといえる。

また、消費税の増税により、本市の水道料金、下水道使用料、バス料金等に転嫁される額は年間約11億円と試算することができ、市民生活に多大な負担を課すことになる。

よって、国におかれては、不適切な統計調査等に基づき決定された消費税の増税を撤回されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

決議案第1号

かわさきパラムーブメントを一層推進する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 沼沢和明

〃 山田益男

〃 市古映美

かわさきパラムーブメントを一層推進する決議

2020年、東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が56年ぶりに開催され、この大会ビジョンにおいては、世界中の人々が多様性と調和の重要性を改めて認識し、共生社会を育む契機となるような大会とすると明記されている。

本市においては、障害者を始め、マイノリティとされている人たちが生き生きと暮らす上で障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、かわさきパラムーブメントの取組を推進しているところであるが、本市内に十分に浸透しているとは言えない状況である。

大会の開催に合わせて、かわさきパラムーブメントに積極的に取り組むことにより、その理念を本市内外にも広げていく契機とし、ひいては障害の有無、人種、性別、年齢等にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現につながるものとするべきである。

よって、本市議会は、大会まで1年余りとなった今、かわさきパラムーブメントの機運を更に高め、その取組を一層推進することを強く決意するものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会

決議案第2号

天皇陛下御在位三十年を祝す賀詞に関する決議案の提出について

上記の決議案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成31年 3月11日

川崎市議会議長 松原成文様

提出者 川崎市議会議員 山崎直史

〃 沼沢和明

〃 山田益男

天皇陛下御在位三十年を祝す賀詞に関する決議

このたび天皇陛下におかれましては 御在位三十年を迎えられ 川崎市民ともども慶賀にたえないところであります

ここに川崎市議会は市民を代表し 謹んで慶祝の意を表します

年 月 日

川崎市議会

3月15日（金）の本会議の議事要領

1

日程第1	平成31年度施政方針	} 一括上程
日程第2	一般議案 44件	
日程第3	当初予算等 20件	
日程第4	報告 1件	
日程第5	請願 3件	

(1) 委員長報告（日程第2、第5の各案件）

総務、文教、健康福祉、まちづくり、環境委員長の順

（予算審査特別委員会の委員長報告は省略）

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議

[提案説明、自席質疑]

(3) 討 論（日程第2、第3、第5の各案件、予算組替えを求める動議）

[日程第1の平成31年度施政方針、日程第4の報告に対するご意見などがあれば、併せてお願いする。発言は、今議会の発言順]

(4) 採 決

① 「議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算」等の組替えを求める動議を起立により採決

② 日程第2の議案44件中、次の議案20件を除いた24件を起立により一括採決

議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第2号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 1 号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ③ 除いた議案 2 0 件中、議案第 1 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 9 号、第 1 3 号、第 1 4 号、第 1 5 号、第 1 6 号、第 1 7 号、第 1 8 号、第 1 9 号、第 2 0 号及び第 2 1 号の 1 4 件を起立により一括採決
- ④ 除いた議案第 2 号、第 3 号、第 5 号、第 1 0 号、第 1 1 号及び第 1 2 号の 6 件を起立により一括採決
- ⑤ 日程第 3 の当初予算等 2 0 件中、次の 1 0 件を除いた 1 0 件を起立により一括採決
- 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度川崎市一般会計予算
 - 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度川崎市競輪事業特別会計予算
 - 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
 - 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
 - 議案第 4 8 号 平成 3 1 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
 - 議案第 5 1 号 平成 3 1 年度川崎市下水道事業会計予算
 - 議案第 5 2 号 平成 3 1 年度川崎市水道事業会計予算
 - 議案第 5 4 号 平成 3 1 年度川崎市自動車運送事業会計予算
- ⑥ 除いた議案第 3 6 号を起立により採決
- ⑦ 除いた議案第 3 7 号、第 3 9 号、第 4 1 号、第 4 3 号、第 4 4 号、第 4 8 号、第 5 1 号、第 5 2 号及び第 5 4 号の 9 件を起立により一括採決
- ⑧ 日程第 5 の請願 3 件中、請願第 5 3 号及び第 5 4 号の 2 件を起立により一括採決
- 請願第 5 3 号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書を国に提出すること等に関する請願
 - 請願第 5 4 号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場の跡地の活用に関する請願
- ⑨ 請願第 5 5 号を起立により採決
- 請願第 5 5 号 7 5 歳以上の医療費負担の原則 2 割化に反対することを求めることに関する請願

2

日程第 6

議案第 6 8 号 川崎市教育委員会の教育長の任命について

[上程、参考人招致(所信表明)、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

3

日程第 7

議案第 6 9 号 川崎市教育委員会委員の任命について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

4

日程第 8

議案第 7 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

5

日程第 9

議案第 7 1 号 川崎市市民オンブズマンの選任について

[上程、提案説明、自席質疑(ご意見等も含む。)]の後、直ちに起立により採決]

6

日程第10

議案第72号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

[上程、提案説明、自席質疑（ご意見等も含む。）の後、直ちに起立により採決]

7

日程第11

議員提出議案第1号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

8

日程第12

議員提出議案第2号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

9

日程第13

議員提出議案第3号 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

10

日程第14

決議案第1号 かわさきパラムーブメントを一層推進する決議

[上程、書記朗読等を省略し、直ちに起立により採決]

意見書案第1号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

意見書案第2号 沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

意見書案第3号 不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

決議案第2号 天皇陛下御在位三十年を祝す賀詞に関する決議

[上程、提案説明、自席質疑（討論）の後、直ちに起立により採決]

11

日程第15 大都市税財政制度調査特別委員会の調査研究について

大都市税財政制度調査特別委員長から報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

* 退任予定の渡邊教育長の挨拶

* 慣例により市長、議長の挨拶

平成31年第1回川崎市議会定例会
議事日程第5号

平成31年3月15日(金)
午前10時開議

第 1

平成31年度施政方針

第 2

- 議案第 1 号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 2 号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 3 号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 4 号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8 号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10号 川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 12号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 13号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 15号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 16号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 17号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 18号 川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 19号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 20号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 21号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 22号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 23号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
議案第 24号 包括外部監査契約の締結について
議案第 25号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第 26号 宮前区における町区域の設定及び変更について
議案第 27号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について
議案第 28号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
議案第 29号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
議案第 30号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定について
議案第 31号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
議案第 32号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について
議案第 33号 市道路線の認定及び廃止について
議案第 35号 損害賠償の額の決定について
議案第 57号 平成30年度川崎市一般会計補正予算
議案第 58号 平成30年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
議案第 59号 平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 60号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
議案第 61号 平成30年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算
議案第 62号 平成30年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

- 議案第 6 3 号 平成 3 0 年度川崎市下水道事業会計補正予算
- 議案第 6 4 号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 5 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算

第 3

- 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度川崎市一般会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 0 号 平成 3 1 年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 1 号 平成 3 1 年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 3 1 年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 3 1 年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 3 1 年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 3 1 年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 3 1 年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 3 1 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 3 1 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 3 1 年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第 5 0 号 平成 3 1 年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第 5 1 号 平成 3 1 年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第 5 2 号 平成 3 1 年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第 5 3 号 平成 3 1 年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第 5 4 号 平成 3 1 年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第 6 7 号 平成 3 1 年度川崎市一般会計補正予算

第 4

- 報告第 1 号 地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 5

- 請願第 5 3 号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書を国に提出すること等に関する請願
- 請願第 5 4 号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場の跡地の活用に関する請願
- 請願第 5 5 号 7 5 歳以上の医療費負担の原則 2 割化に反対することを求めることに関する請願

第 6

- 議案第 6 8 号 川崎市教育委員会の教育長の任命について

第 7

- 議案第 6 9 号 川崎市教育委員会委員の任命について

第 8

- 議案第 7 0 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 9

- 議案第 7 1 号 川崎市市民オンブズマンの選任について

第 1 0

- 議案第 7 2 号 川崎市人権オンブズパーソンの選任について

第 1 1

議員提出議案第 1 号 川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 2

議員提出議案第 2 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 3

議員提出議案第 3 号 川崎市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 1 4

意見書案第 1 号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書

意見書案第 2 号 沖縄辺野古新基地建設の埋立ての中止を求める意見書

意見書案第 3 号 不適切な統計調査等に基づく消費税の増税の撤回を求める意見書

決議案第 1 号 かわさきパラムーブメントを一層推進する決議

決議案第 2 号 天皇陛下御在位三十年を祝す賀詞に関する決議

第 1 5

大都市税財政制度調査特別委員会の調査研究について

平成31年3月11日

川崎市議会議長
松原成文様

総務委員長
山田益男

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 2号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 3号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画局に関する部分) (原案可決)
- 議案第 6号 川崎市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 7号 川崎市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 8号 川崎市競輪場内売店使用条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)
- 議案第 9号 川崎市競輪場使用条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

- 議案第 2 3 号 川崎市行政不服審査会委員の選任について
(同 意)
- 議案第 2 4 号 包括外部監査契約の締結について
(原案可決)
- 議案第 2 5 号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について
(同 意)
- 議案第 3 1 号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について
(同 意)
- 議案第 5 7 号 平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 5 8 号 平成 3 0 年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算
(原案可決)
- 議案第 6 6 号 平成 3 0 年度川崎市一般会計補正予算
(原案可決)

平成31年3月8日

川崎市議会議長
松原成文様

文教委員長
片柳進

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
（市民文化局に関する部分） （原案可決）

議案第26号 宮前区における町区域の設定及び変更について
（原案可決）

議案第27号 宮前区における住居表示の実施区域及び方法について
（原案可決）

議案第28号 川崎市多摩スポーツセンター建設等事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第29号 スポーツ・文化複合施設整備等事業の契約の変更について
（原案可決）

議案第30号 川崎シンフォニーホールの指定管理者の指定について
（原案可決）

議案第35号 損害賠償の額の決定について
（原案可決）

議案第65号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

平成31年3月8日

川崎市議会議長
松原成文様

健康福祉委員長
田村伸一郎

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第21号 川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (原案可決)

議案第22号 川崎市消防団給与条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第59号 平成30年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第64号 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について (原案可決)

平成31年3月11日

川崎市議会議長
松原成文様

まちづくり委員長
堀添健

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第 4号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
（建設緑政局に関する部分） （原案可決）
- 議案第 5号 川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第10号 川崎市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第11号 川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第12号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）
- 議案第13号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）
- 議案第32号 川崎市営霊園の指定管理者の指定について
（原案可決）
- 議案第33号 市道路線の認定及び廃止について
（原案可決）

議案第 6 1 号 平成 3 0 年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

(原案可決)

議案第 6 2 号 平成 3 0 年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計補正予算

(原案可決)

平成31年3月11日

川崎市議会議長
松原成文様

環境委員長
廣田健一

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第14号 川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第15号 川崎市水道条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第16号 川崎市工業用水道条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第17号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第18号 川崎市入江崎余熱利用プール条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第19号 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第20号 川崎市貸切自動車条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第60号 平成30年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
(原案可決)

議案第 63 号 平成 30 年度川崎市下水道事業会計補正予算

(原案可決)

平成31年3月7日

川崎市議会議長

松原成文様

予算審査特別委員長

橋本勝

予算審査特別委員会審査報告書（議案）

本委員会は、平成31年2月26日に付託された下記の議案を審査の結果、「結論は本会議に譲る」ことに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 議案第36号 平成31年度川崎市一般会計予算
- 議案第37号 平成31年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 議案第38号 平成31年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 議案第39号 平成31年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第40号 平成31年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第41号 平成31年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第42号 平成31年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 議案第43号 平成31年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 議案第44号 平成31年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 議案第45号 平成31年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 議案第46号 平成31年度川崎市墓地整備事業特別会計予算
- 議案第47号 平成31年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 議案第48号 平成31年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 議案第49号 平成31年度川崎市公債管理特別会計予算
- 議案第50号 平成31年度川崎市病院事業会計予算
- 議案第51号 平成31年度川崎市下水道事業会計予算
- 議案第52号 平成31年度川崎市水道事業会計予算
- 議案第53号 平成31年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 議案第54号 平成31年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 議案第67号 平成31年度川崎市一般会計補正予算

平成31年3月12日

川崎市議会議長

松原成文様

文教委員長

片柳進

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第54号 川崎市中原消防団住吉分団市ノ坪班器具置場の跡地の活用に関する
請願 (不採択)

平成31年3月8日

川崎市議会議長
松原成文様

健康福祉委員長
田村伸一郎

健康福祉委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94号の規定により報告します。

記

- 請願第53号 医療ツーリズムの健全な発展と地域医療の確保を求める意見書を国に提出すること等に関する請願 (採択)
- 請願第55号 75歳以上の医療費負担の原則2割化に反対することを求めることに関する請願 (不採択)

代表討論通告書

平成31年3月13日

川崎市議会議長 様

会派名 日本共産党

討論者氏名 大庭裕子

時間 約30分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議 案 (請願を含む)	
反 対 討 論	議案第1号～第3号、第5号～第21号、第36号、第37号、第39号、 第41号、第43号、第44号、第48号、第51号、第52号、 第54号
賛 成 討 論	請願第55号
報 告	
施政方針	

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【議事説明員の出席範囲に関する部分の改正】

改正案	現行																																																							
<p>第3章 本会議 (略) 第11節 表決 (略)</p> <p>40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみでの出席とすることもある。</p>	<p>第3章 本会議 (略) 第11節 表決 (略)</p> <p>40 本会議への議事説明員の出席は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監、教育次長及び各行政委員（委員長及び代表監査委員）とし、各会議日の出席者は別表のとおりとする。なお、付議事件の内容によっては、関係説明員のみでの出席とすることもある。</p>																																																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">会議日 説明員</th> <th style="width: 15%;">提案説明日</th> <th style="width: 15%;">代表質問日</th> <th style="width: 15%;">採決日</th> <th style="width: 15%;">一般質問日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、<u> </u> 危機管理監、教育次長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> <tr> <td><u>選挙管理委員会事務局長、</u> <u>人事委員会事務局長、</u> <u>市民オンブズマン</u> <u>事務局長、会計管理者</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> <tr> <td>各区長</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> <tr> <td>行政委員</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> </tbody> </table>	会議日 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日	市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、 <u> </u> 危機管理監、教育次長	○	○	○	○	病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	<u>選挙管理委員会事務局長、</u> <u>人事委員会事務局長、</u> <u>市民オンブズマン</u> <u>事務局長、会計管理者</u>	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	各区長	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">会議日 説明員</th> <th style="width: 15%;">提案説明日</th> <th style="width: 15%;">代表質問日</th> <th style="width: 15%;">採決日</th> <th style="width: 15%;">一般質問日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、<u>会計管理者、</u> 危機管理監、教育次長</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>病院事業管理者</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> <tr> <td>各区長</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> <tr> <td>行政委員</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">○ 〔通告があつ た場合のみ〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>「○」は、出席を表す。</p>	会議日 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日	市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、 <u>会計管理者、</u> 危機管理監、教育次長	○	○	○	○	病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	各区長	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕	行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕
会議日 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日																																																				
市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、 <u> </u> 危機管理監、教育次長	○	○	○	○																																																				
病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
<u>選挙管理委員会事務局長、</u> <u>人事委員会事務局長、</u> <u>市民オンブズマン</u> <u>事務局長、会計管理者</u>	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
各区長	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
会議日 説明員	提案説明日	代表質問日	採決日	一般質問日																																																				
市長、副市長、教育長、 上下水道事業管理者、 各局長、臨海部国際戦略 本部長、 <u>会計管理者、</u> 危機管理監、教育次長	○	○	○	○																																																				
病院事業管理者	○	○	○	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
各区長	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				
行政委員	—	○	—	○ 〔通告があつ た場合のみ〕																																																				

改正案	現行
<p>「○」は、出席を表す。</p> <p>(略)</p> <p>第14節 一般質問</p> <p>(略)</p> <p>83 <u>病院事業管理者、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者、各区長及び各行政委員（選挙管理委員長、代表監査委員及び人事委員長）</u>は前項の規定による通告があった場合のみ、議事説明員として出席するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 特別委員会</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予算審査特別委員会</p> <p>(略)</p> <p>161 予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後1時までに提出する。また、<u>選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び区長に答弁を求める場合は、発言通告書に答弁者を具体的に記載する。</u></p> <p>(略)</p> <p>167 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、<u>選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び区長は、通告があった場合のみ出席する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第14節 一般質問</p> <p>(略)</p> <p>83 <u>病院事業管理者、各区長及び各行政委員（選挙管理委員長、代表監査委員及び人事委員長）</u>は前項の規定による通告があった場合のみ、議事説明員として出席するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第6章 特別委員会</p> <p>(略)</p> <p>第2節 予算審査特別委員会</p> <p>(略)</p> <p>161 予算審査特別委員会で発言しようとする者は、氏名、会派内の順位を記載した発言通告書を、開催日の前々日午後1時までに提出する。また、<u>区長に答弁を求める場合は、区長名を発言通告書に記載する。</u></p> <p>(略)</p> <p>167 予算審査特別委員会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、<u>区長は、通告があった場合のみ出席する。</u></p> <p>(略)</p>

改正案	現 行
<p data-bbox="174 233 555 264">第3節 決算審査特別委員会</p> <p data-bbox="192 280 248 312">(略)</p> <p data-bbox="152 328 1106 603">189 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、<u>選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者及び区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</u></p> <p data-bbox="203 619 763 651">なお、監査委員は、全体会に出席している。</p>	<p data-bbox="1158 233 1538 264">第3節 決算審査特別委員会</p> <p data-bbox="1176 280 1232 312">(略)</p> <p data-bbox="1135 328 2089 507">189 決算審査特別委員会の全体会の説明員は、通常、市長、副市長、教育長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、臨海部国際戦略本部長、会計管理者、各区長、危機管理監及び教育次長とする。ただし、<u>区長は、総括質疑に通告があった場合のみ出席する。</u></p> <p data-bbox="1187 523 1742 555">なお、監査委員は、全体会に出席している。</p>

一般質問発言通告書

平成 年 月 日

川崎市議会議長 様

氏 名 _____

次のとおり一般質問をしますので、会議規則第49条及び第59条の規定により通告し、
発言許可を求めます。

〈質問方式〉 一括・一問一答

* いずれかに○印をお願いいたします。

	発言の要旨	答 弁 者
1	
2	
3	
4	
5	

※ 病院事業管理者、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、市民オンブズマン事務局長、会計管理者、各区長及び各行政委員（選挙管理委員長、代表監査委員、人事委員長）は、発言通告時に出席するため、必ず答弁者の欄にご記入をお願いします。

議会運営の手引き新旧対照表（案）

【議会運営委員会の構成に関する部分の改正】

改正案	現 行
<p>第5章 議会運営委員会 (略) 第11節 表 決 (略) 145 委員会は、<u>5人以上の所属議員</u>を有する会派の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。ただし、<u>所属議員が4人以下</u>の場合において、他のすべての会派が認めたときはこの限りでない。</p>	<p>第5章 議会運営委員会 (略) 第11節 表 決 (略) 145 委員会は、<u>3人以上の所属議員</u>を有する会派の代表者（以下「委員」という。）をもって構成する。ただし、<u>所属議員が2人以下</u>の場合において、他のすべての会派が認めたときはこの限りでない。</p>

議会運営委員会付託の請願・陳情

平成31年3月14日現在

【 請 願 】

請願第35号 市議会主催の市議会報告会を各区で開催することに関する請願
30. 3. 15 継続審査

議会運営の手引きの変更事項

(平成27年4月以降)

1 常任委員会の所管の見直しに関する内容の改正

議会改革検討委員会の報告に基づき、総務委員会の所管を総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部その他に変更し、市民委員会の名称を文教委員会に、所管を市民文化局、こども未来局、教育委員会に変更し、環境委員会の所管に港湾局を加えることが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成28年2月9日 確認】

2 農業委員の選出方法の見直し（議会推薦の農業委員の廃止）に関する内容の改正

法改正により、議会推薦の農業委員が廃止となることに伴い、これに合わせて手引きを改正することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

3 市長事務部局の組織機構の整備及び新教育長制度への移行に伴う議事説明員の出席の変更等に関する内容の改正

事務分掌条例の一部改正による組織機構の整備及び法改正による新教育長制度への移行に伴い、臨海部国際戦略本部長、教育長及び教育次長について、本会議等へ議事説明員として出席することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

4 議案の取扱いに関する内容の改正

「川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例」を各附属機関の所管局を所管する委員会に分割付託すること、また、議会の同意人事案件である「川崎市行政不服審査会委員の選任について」を総務委員会に付託することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成28年2月25日 確認】

5 農業委員会委員の選出方法の見直しに関する改正

法改正により、農業委員会委員の選出方法が市議会の同意を要件とする市長の任命制へと選出方法が変更されたことから、これに合わせて手引きを改正することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成29年3月16日 確認】

6 危機管理監の設置に伴う議事説明員の出席の変更等に関する改正

事務分掌条例の一部改正による危機管理監の設置に伴い、危機管理監は本会議等への議事説明員として出席することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成30年3月15日 確認】

7 審査請求の却下の報告に関する改正

地方自治法の改正に伴い、審査請求が不適法であり却下する場合は議会への諮問が不要となり、その場合には、審査請求を却下した旨を議会に報告しなければならないこととされたことから、これに合わせて手引きを改正することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成30年3月15日 確認】

8 議場内大型映像装置（ディスプレイ）の活用に関する改正

議場内大型映像装置（ディスプレイ）に表示する資料データの作成基準について、使用OS及びソフトの更新に伴い修正することが決定されたため、必要な改正を行った。

【議会運営委員会 平成30年3月15日 確認】